

令和4年

生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査)

調査の手引
(調査員用)

厚生労働省

目 次

I	令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の概要	1
II	令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の調査対象	3
	1 調査対象者	3
	2 世帯の考え方	4
III	調査の日程と調査員の仕事の要点	6
IV	調査の進め方及び留意点	7
	1 調査員事務説明会への出席	7
	2 調査の準備	8
	3 『調査実施のお知らせ』の配布及び受持ち調査区の確認	8
	4 調査の実施	9
	5 調査関係書類の提出	10
V	調査にあたっての留意点	11
	(参考)	
	世帯応接例	13

I 令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の概要

1 調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

2 調査対象

全国5,363国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者等（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象としています。

3 調査の実施日

令和4年12月1日（木）を調査基準日として実施します。

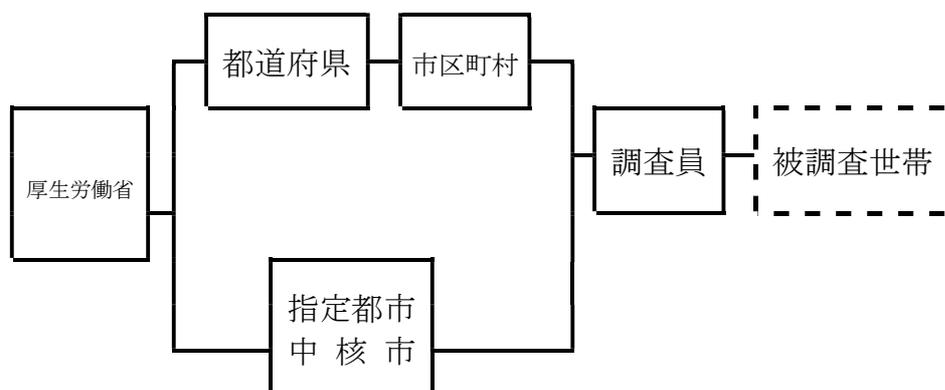
4 調査の事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

5 調査の方法

- ① 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認します。
- ② 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼します（自計郵送方式）。
- ③ 調査票は、原則として調査対象者本人が記入します。
なお、必要に応じて、適切な記入の支援を実施します。
 - ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版の調査票を配布
 - ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮
 - ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆

6 調査の経路



7 調査の集計

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において集計を行い、その結果は生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載します。

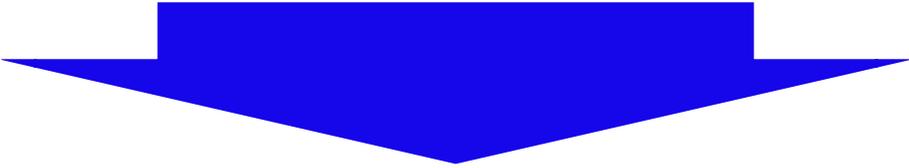
Ⅱ 令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の調査対象

本調査では、令和4年12月1日（木）時点で、調査区内に普段住んでいる世帯で（一時的に不在の人を含む）調査対象となる世帯員がいる場合に調査をします。

1 調査対象者

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 難病と診断されたことがある方
- 上記に該当しないが、発達障害のある方、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

例えば、次のような方は、手帳を持っていない方でも調査対象となります。

- 
- ・ 日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養、たんの吸引、導尿、酸素療法など）を必要としている。
 - ・ 児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別支援教育や特別な配慮等を必要としている。
 - ・ 眼鏡などを使っても、見えにくい。
 - ・ 日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある。
 - ・ 歩いたり階段を上ったりすることが難しい。
 - ・ 思い出すことや集中することに困難を伴う。
 - ・ お風呂に入ったり、衣服を着たりといった身の回りのことを一人でするのが難しい。
 - ・ 自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解したりするのが難しい。
 - ・ 2リットルの水やソーダのボトルを腰から目の高さに持ち上げることが難しい。
 - ・ 手と指を使って、ボタンや鉛筆のように小さなものをつまんだり、容器や瓶を開け閉めしたりするのが難しい。
 - ・ 心配、緊張、不安を感じたり、気分が落ち込んだりすることがある。
 - ・ その他、心身に不調があることで日常生活のしづらさが生じている。

2 世帯の考え方

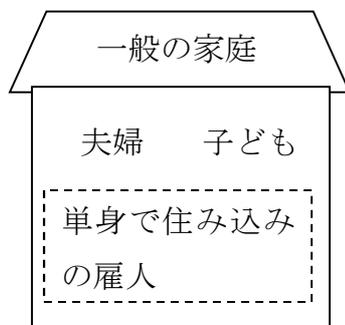
本調査では、調査日現在、住居及び生計を共にする者の集まり、または、独立して住居を維持し、もしくは生計を営む単身者を世帯とします。

また、世帯員とは、世帯を構成する各人をいい、調査日現在、この世帯に住んでいる者とたまたま一時的に不在の者をいいます。

(ここでいう「生計」とは、日常生活を営むための収入と支出をいいます。)

(1) 世帯および世帯員の具体的事例は、次のとおりです。

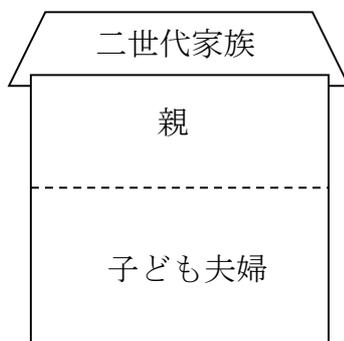
ア 世帯の具体的な例



① 一般家庭の場合

→ 一つの世帯とします。

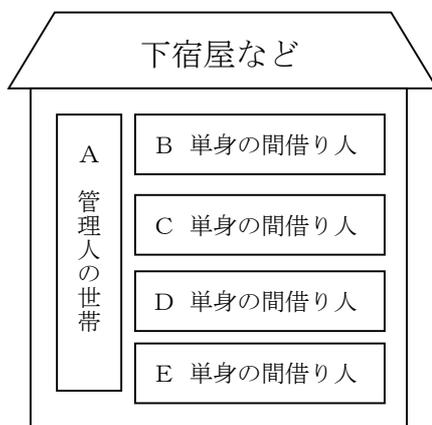
※ 単身で住み込みの雇人は、雇主と生計を共にしているときは雇主の世帯に含めます。生計を別にしてしているときは、別の世帯とします。



② 二世世代家族が一つの家に住んでいる場合

→ 家族全員が生計を共にしているときは一つの世帯とします。

親と子ども夫婦が生計を別にしてしているときは、それぞれを一つの世帯とし、計2世帯となります。



③ 間借人、下宿人がいる場合

→ A という世帯が下宿業をしているか、または管理人の場合、B・C・D・Eをそれぞれ下宿人・寮生などとすると、A・B・C・D・Eをそれぞれ一つの世帯とし、計5世帯となります。



④ 1室に2人で入居している場合

→ 生計を別に行っている場合はそれぞれ一つの世帯とし、計2世帯となります。

また、生計を共にしている場合は一つの世帯となり、世帯員2人の世帯となります。

イ 調査日現在、世帯にいらなくても世帯員とするもの

- a 一時的（おおむね3ヶ月以内）な旅行者
- b 病院等（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院を含む。）に入院・入所中の者（長期療養者で病院等において住民登録をしている者は除く。）
- c 船乗りなどのように生活の本拠を世帯におき、就業場所を移動する者
- d 出張中の者（長期（おおむね3ヶ月以上）の者を除く。）
- e 生活保護の世帯分離の取扱いにより別世帯の取扱いをしている者

ウ 世帯員としないもの

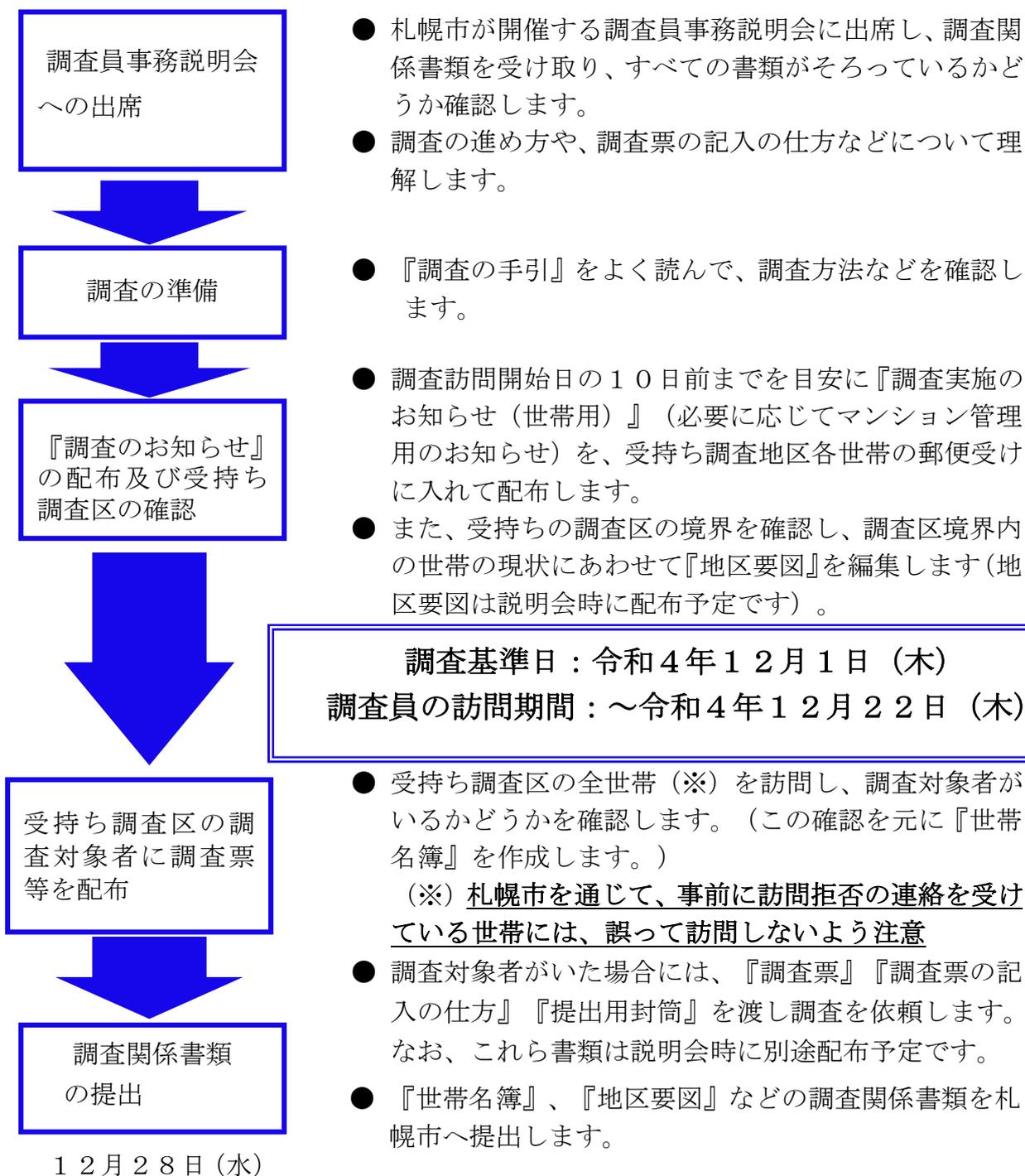
- a 単身赴任者（出かせぎ者及び長期（おおむね3ヶ月以上）出張者を含む。）
- b 遊学の者（学業を目的として留学をしている者など。）
- c 別居中の者
- d あずけた里子
- e 収監中の者
- f 社会福祉施設（入所）に入所している者

エ 「世帯員とする場合」、「世帯員としない場合」の具体的な例を示すと下記のとおりである。

- a 通所施設利用中……………世帯員として調査対象となる。
- b ショートステイ利用中……世帯員として調査対象となる。
- c グループホーム入居中……現在いるグループホームで調査対象となる。
- d 福祉ホーム……………現在いる福祉ホームで調査対象となる。
- e 職親委託中……………現在いる職親宅で調査対象となる。
- f 特別支援学校寄宿舎………現在いる寄宿舎で調査対象となる。

Ⅲ 調査の日程と調査員の仕事の要点

この調査は、令和4年12月1日（木）を調査基準日としており、調査実施までの日程の例を示すと、以下のとおりとなります。



特に調査員の訪問期間については、手話通訳等の手配が必要な場合や世帯から訪問日時指定があるなどの場合、個別ケースに応じて柔軟に対応してください。

IV 調査の進め方及び留意点

1 調査員事務説明会への出席

札幌市が開催する調査員事務説明会に出席し、調査の進め方、調査票の記入の仕方などの説明を受けます（11月中旬に開催予定）。

① 調査関係書類の受領

調査に用いる書類を受け取り、すべてがそろっているかどうか確認します。

- ・ 調査員証（調査員1人につき1部）
- ・ 調査の手引（調査員1人につき1部）
- ・ 調査実施のお知らせ（世帯用）
- ・ 調査実施のお知らせ（管理人用）
- ・ 調査票（1調査地区につき複数部）
- ・ 調査票の記入の仕方（1調査地区につき複数部）
- ・ 提出用封筒（1調査地区につき複数部）
- ・ 地区要図（様式）（必要枚数）
- ・ 令和2年国勢調査調査区地図又は調査区要図の写し※（担当する調査区のもの）
- ・ 世帯名簿（必要枚数）

※国勢調査調査区要図の写しは、調査区の範囲（境界）確認が調査区地図の写しでは困難な場合に配布されます。

※国勢調査調査区地図及び調査区要図の写しについては、世帯訪問終了後、直ちに札幌市の指示に従い返却してください。

② 調査方法などの確認

令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の趣旨、調査内容と方法、調査関係書類の記入の仕方について理解します。また、調査にあたっての留意点を確認します。

2 調査の準備

『調査の手引』をよく読み、調査内容と、調査にあたっての留意点、調査の手順を十分に理解します。また、訪問世帯に対する応接の仕方や、説明、対応方法について準備します。

3 『調査実施のお知らせ』の配布及び受持ち調査区の確認

受持ちの調査区を巡回し、『調査実施のお知らせ（世帯用）』を調査区すべての世帯に配布するとともに、必要に応じて『地区要図』を編集します。

配布された令和2年国勢調査調査区地図又は調査区要図の写しを基に、現地へ行って調査区の位置と境界を確認し、調査区境界内の世帯の現状にあわせて『地区要図』作成してください。なお、国勢調査調査区地図及び調査区要図の写しの使用後は、直ちに札幌市の指示に従い返却してください。

○ 『調査実施のお知らせ（世帯用）』の配布

指定された受持ちの調査区に赴き、隣接の国勢調査区の境界を確認した上で、『調査実施のお知らせ（世帯用）』を各世帯の郵便受けに入れて配布します。（調査訪問開始日の10日前までを目安に配布してください。）

【注意】 調査員が訪問すること自体を拒否する人もいることから、『調査実施のお知らせ（世帯用）』は世帯の人に直接手渡すのではなく、郵便受けに入れて配布します。

【マンション（アパート、寮、社宅）等の場合】

管理人（管理者）等に対して『調査実施のお知らせ（管理人用）』、『調査実施のお知らせ（世帯用）』を配布し、調査の趣旨や調査日程などを説明の上、『調査実施のお知らせ（世帯用）』を居住者の郵便受けに配布します。

管理人等と会えなかった場合は、管理人室などに調査に伺った旨のメモを残し、各戸（居住者）に『調査実施のお知らせ（世帯用）』を配布します。

※ なお、上記お知らせ文については、札幌市において実施する調査員事務説明会の際に各調査員に配布します。その際配布する通知文には、訪問日を空白のままとしているため、調査員において訪問日を追記したうえで配布します。

4 調査の実施

決められた期間中に受持ち調査区の全世帯を訪問し、調査の趣旨等を十分に説明した上で、①世帯主氏名、②世帯員数、③調査対象となる方がいるかどうかを確認し、『世帯名簿』を作成します。そして、調査対象者がいれば『調査票』、『調査票の記入の仕方』、『提出用封筒』を配布し、令和5年1月10日(火)までに『調査票』を『提出用封筒』にて札幌市宛てに郵送してもらうようお願いいたします。(調査対象者でない場合は、調査票は配りません。)

※ 令和5年1月10日までの郵送が困難である場合は、可能な範囲で速やかに郵送してもらうようお願いいたします。(提出用封筒の差出有効期間は、令和5年1月31日まで)

【注意】『調査実施のお知らせ(世帯用)』を配布してから、調査日までの間に、札幌市を通じて、事前に訪問拒否の連絡を受けている世帯については、誤って訪問しないよう徹底してください。

なお、訪問を拒否する世帯がいた場合には、札幌市に連絡するよう通知文にてお知らせしているため、連絡があった世帯情報については、適宜調査員へ共有します。

<調査にあたって、支援が必要な方への対応>

必要に応じて、適切な記入の支援を実施してください。また、以下のような支援が受けられることについて、丁寧に説明を行ってください

- ・ 視覚障害者の方に対しては、点字版の調査票の希望の有無を確認したうえで、希望される場合は、札幌市から入手し、配布すること
- ・ 聴覚、言語または音声機能障害者の方に対しては、本人が希望する場合、手話通訳者、要約筆記者の派遣について札幌市に相談すること
- ・ 盲ろう者の方に対しては、本人が希望する場合、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について札幌市に相談すること
- ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆するなどすること。なお、代筆する際は、本人の意見に基づき、客観的立場から記入することとし、調査に必要な事項以外の立ち入ったことには言及しないよう留意すること

<不在の世帯があった場合の対応>

- ・ 訪問時に世帯が不在であった場合、訪問予定日時を記載した連絡メモを郵便受けに入れたり、訪問時間帯を変えたり、近隣の人などに在宅時間を聞いたりして、再訪問します。
- ・ 再三訪問しても不在の場合は、世帯名簿の備考欄に長期不在である旨を記載し、世帯員数の欄を空欄にしてください。（調査不能の世帯が多くなると、調査結果の信頼性が損なわれるので、最善の努力をお願いします。）
- ・ 長期不在等により、調査対象者がいるかどうか、本人または同居している家族に直接確認できない場合は、調査票を郵便受けに入れて配布することはせず、再度訪問するようにしてください。

5 調査関係書類の提出

調査関係書類は、決められた期日までに札幌市宛てに提出します。

【提出する書類】

- ・ 地区要図（手書き修正等したもの）
- ・ 世帯名簿

V 調査にあたっての留意点

1 調査の趣旨を理解して調査を行ってください

この調査は、「I 令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の概要」の中に書いてある調査目的により行うものです。全国から5,363国勢調査調査区を選んで調査することにより、全国の実態を推計することにしております。1世帯は平均して約200世帯を表すこととなりますので、小さなことでも結果に大きく影響します。調査の結果は、障害児・者等に係る福祉行政を推進するための貴重な資料として役立てられるものですので、これらを理解したうえで、調査の協力を得られるよう説明し、調査を行ってください。

2 調査対象者に対しては、調査に先立ち、次の事項を説明し、十分な理解と協力を求めてください

- (1) この調査は、在宅の障害児・者等（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）の生活実態とニーズを把握し、障害保健福祉行政の企画推進の基礎資料を得ることを目的とするものであること
- (2) 調査票及び提出用封筒には、住所・氏名を記入する必要がないこと
- (3) 本人の意見に基づき、調査するものであること
- (4) 調査票は、本人自ら記入し、郵送により回収することを原則とすること。
ただし、障害の状況などから本人が記入できない場合には、本人の希望により、調査員等に記入を求めることができること
また、本人が意思表示が困難な場合は、家族や介助者等が本人の意向を汲み取って代わりに記入できること
- (5) 答えたくないことは、無理に答えなくてよいこと
- (6) 個人の秘密は絶対に守られること
- (7) 調査票に記入された事柄は、統計のためだけに用いられ、統計上の目的以外に資料を用いることはないこと
- (8) この調査によって、現在受けているサービスについて、回答者の不利益になることはないこと
これらをあわせてよく説明して、安心してありのままを回答してもらうように、心がけること
また、訪問時以外に調査対象者の方が調査について知りたいこと等があれば、調査票の2ページ目に記載された調査担当窓口に連絡可能であること

3 調査にあたって特に次のことに留意してください

- (1) 懇切・丁寧な応接をもって調査にあたること
- (2) 説明に相当の時間を要する場合であっても、誠意をもって調査にあたること
- (3) 調査の趣旨を十分に説明し、理解と協力を求めた上で、調査対象者が調査を拒否する意思を表示した場合、その意思を尊重すること
- (4) 調査対象となる方がいるかどうかを確認する際は、『調査票』の表紙または、『調査についてのお知らせ』の裏面を示すなどにより、調査対象に該当するかどうか確認することで十分であり、必要以上に障害の内容を聞き出すことにより、気分を害することのないよう配慮すること
- (5) 秘密を守ること
この調査に際して知った事柄について、その秘密の保持には十分留意すること
- (6) 決められた方法で調査を行うこと
調査にあたっては、この『調査の手引』に書いてある内容を理解した上で決められた日程と方法で調査すること。また、調査にあたって解決が困難な問題が生じた場合は、札幌市に連絡し、その指示を受けるようにすること
- (7) 調査員証を携帯すること
世帯を訪問するときは、常に『調査員証』を携帯し、必ず提示してください
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること
調査票の配布に当たって、各世帯を訪問する際は、地域の実情に応じて、調査の趣旨等の説明はインターホン越しに行い、調査書類は郵便受け・ドアポストなどに入れて配布するなど新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること
対面での説明が必要となる場合は、マスクの着用を徹底するなど咳エチケットを遵守し、調査に当たること

世帯応接例

調査にあたって世帯の人から質問などがあった場合は、世帯の人の話に耳を傾けるとともに、言葉遣い、態度などにも注意して、丁寧に対応することが大切です。

質問などがあった場合は、ここに挙げる応接の仕方の例を参考に、適切に応接するように心掛けてください。

私のところが調査対象になったのはどういうわけか。

この調査は、国勢調査の調査区約99万地区から無作為に選んだ5,363地区（1地区あたり60世帯程度）を対象に調査を行っております。お宅さまがお住まいの地区が調査の対象となりましたので、この地区にお住まいの全世帯に調査員が訪問させていただき、調査対象の方がいれば調査票の記入をお願いしています。

この調査は、これからの障害者行政を進めていくうえで、重要な調査でございますので、御理解の上、何卒ご協力をお願いします。

忙しい（面倒な）ので調査に協力できない。

お忙しいところ、おそれいりますが、何とかご協力いただけないでしょうか。今、ご都合が悪ければ、ご都合のよい時間に訪問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします（それでも拒否する場合は対応終了として構いません）。

調査対象者はいない。

わかりました。お忙しいところ、お時間をとっていただき、ありがとうございました。

調査対象者はいるが、調査には答えたくない。

答えたくないことは答えなくても構いませんし、全部白紙で出していただいても構いません。

しかし、これからの障害者行政を進めていくうえで、普段皆様が思っておられることを行政に反映させるための重要な調査のため、ご協力をお願いしたいのです。（それでも、協力を得られない場合は、「わかりました。失礼します。」と言って帰ります。）

協力しないと罰則はあるのか

協力していただけない場合でも、罰則や不利益をこうむることは全くありませんが、障害者行政を進めていくうえで、普段皆様が思っておられることを行政に反映させるための重要な調査のため、ご協力をお願いしたいのです。

この調査に答えて、今受けているサービスに不利益になることはないか

調査票をどなたが書かれたかはわかりませんが、不利益になることは、全くありません。調査票は、札幌市を經由し、厚生労働省に送付されます。

調査票が他のことに使われるのではないか

そういうことは絶対にありません。調査票に記入された事柄は、統計としての結果をまとめること以外には使うことはありません。封筒には、住所、名前を書く必要はありませんので、どなたが書かれたかもわかりません。

視覚障害があるので、読めない

家族の人に読んでいただいて、記入していただくか、私によければ、読み上げてあなたのご意見を聞いて記入します。

なお、ご希望があれば、点字版や拡大文字版の調査票も用意します。

代わりに書いてほしい

それでは、あなたのご意見を聞いて記入いたします。（調査票記入後は、その場で封筒に入れて、封をしてご本人にお渡しするか、調査員がそのまま投函してよいかお伺いし、意向に沿った対応をしてください。）

本人は施設に入っているが、書きたい

この調査は、施設に入っている人は対象としていません。しかし、希望なさるのであれば、書いていただいて結構ですが、最後の質問の自由記述の所に、ご本人が施設に入っておられる旨を書いて下さい。

外国籍だけが調査の対象となるのか。

外国籍の方でも滞在が一時的（概ね3ヶ月）でなければ、対象となります。
（言葉が通じない等で調査実施が不可能な場合は、「世帯名簿」の備考にその旨を記載し、世帯員数等は空欄とする。）

厚生労働省の調査であることはどこで確認できるのか。

厚生労働省のホームページにて、調査の実施について公表しています。

新型コロナウイルス感染症が流行している中、なぜ調査を実施するのですか。

障害者行政を進めていくうえで、普段皆様が思っておられることを行政に反映させるための重要な調査のため、是非ご理解ください。

調査の実施においては、調査員に対して、マスクの着用を徹底するなど、感染防止につとめながら調査を実施させていただいておりますので、是非調査にご回答くださいますようお願いいたします。